

新型コロナウイルス感染症対策関連施策などをご紹介します。

畜産農家の皆さんへ(新型コロナ対策支援事業)

小野町畜産農家経営継続特別給付金

町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり給付金を交付します。

<対象者>

次のことをすべて満たす方が対象です。

- 町内に住所を有する畜産農家または町内に事務所・畜舎などを設け、経営している方
- 給付金を受けた後も畜産業を継続する方
- 町税などの滞納がない方

<給付金の対象となる牛>

- 令和2年4月から7月までに食肉卸売市場や公的家畜市場に出荷販売した牛(自家保有牛に限ります。)で税込落札額が以下の①と②の条件を満たすこと。(肥育を除く)

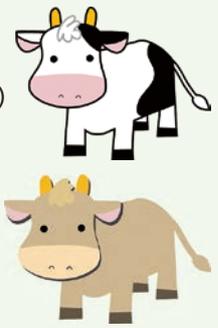
- ①基準額(A)(令和元年4月から7月までの税込み平均落札額の80%)以下
- ②下限額(B)(令和2年4月から7月までの税込み平均落札額の50%)以上

区分	基準額(A)	下限額(B)
肥育	なし	なし
繁殖	622,097円	320,564円
酪農(交雑)	323,807円	142,207円
酪農(乳用)	137,916円	48,338円

<給付金の単価と上限額>

- 給付金単価(左記の対象となる牛1頭あたりの給付金単価です)

区分	単価
肥育	6,000円/頭
繁殖	45,000円/頭
酪農(交雑)	40,000円/頭
酪農(乳用)	25,000円/頭



- 1事業者(個人・法人)の上限額は30万円

<申請期限>

11月30日(金)まで

<申請に必要なもの>

- ①交付申請書兼請求書(産業振興課で配布しています。)
- ②食肉卸売市場などで販売したことが分かる証明書の写し(肥育農家)
- ③公的家畜市場などで出荷販売したことが分かる証明書の写し(繁殖・酪農(交雑・乳用))
※②と③は1頭ごとに証明書の写しが必要です。
- ④預金通帳などの写し
- ⑤印鑑(シャチハタ不可)

☎産業振興課 ☎72-6938

新生児(赤ちゃん)特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に与える影響が続くなか、安心して子育てができる環境づくりを応援するため、国の特別定額給付金の支給対象とならなかった令和2年4月28日以降に生まれた新生児(赤ちゃん)を育てる保護者の方に新生児特別定額給付金を交付します。

<対象となる新生児>

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、申請日に小野町の住民基本台帳に記録されている方(他市町村で同様の給付金を受給していない方)

<申請できる方>

新生児の父または母(特別な事情で両親に代わり新生児を養育している方)で申請日に小野町の住民基本台帳に記録されている方

<給付金>

新生児1人あたり10万円

<申請期限>

令和3年4月30日(金)まで

<申請に必要なもの>

- ①申請書
- ②申請者の本人確認ができる運転免許証などの写し
- ③預金通帳などの写し



☎町民生活課 ☎72-6933